

放課後児童支援員認定資格研修の質的向上 に関する意見書

平成30年6月1日

日本学童保育学会理事会

代表理事 増山 均
垣内 國光

日本学童保育学会における研究・調査の結果をふまえ、「放課後児童支援員認定資格研修」の質的向上に向けて、下記の通り意見を提出します。

記

1. 認定資格研修の質を向上させ、ばらつきを是正するための仕組みづくりを

放課後児童支援員認定資格研修（以下、認定資格研修）は、「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に基づいて全国一律の研修内容を課すことで、放課後児童クラブの水準を全国的に向上させることが目的です。

しかし、実際に行われている認定資格研修の講義内容には大きなばらつきがあり、中には放課後児童クラブ運営指針の内容を十分に踏まえていないもの、あるいは放課後児童健全育成事業・学童保育のことをほとんど理解していない講師によって講義が行われているものも少なくないことが受講者のアンケート調査から明らかになっています^{注1)}。また、取得している基礎資格による科目履修の「免除」を厳密に行っている自治体もあれば免除科目の履修を求めている自治体もあります^{注2)}。

認定資格研修の質的保証が重要な課題であり、一定水準の講義の質を担保するためのシステムづくりが重要であると考えます。例えば、①各都道府県が認定資格研修の実施団体を選定する際の基準の明確化、②講師を選定する際の要件の明確化、③講師を対象とした研修の拡充、④認定資格研修実施後の受講者及び実施団体に対する調査を通じた研修の質の評価と、それに基づく改善を要請する仕組みづくりなどです。

2. 認定資格研修での修了評価の厳密化を

認定資格研修は放課後児童健全育成事業の趣旨及び放課後児童クラブ運営指針等の理解を進める有力な手段ですが、最も重要なことは、個々の放課後児童支援員が認定資格研修を通じて理解したことを活用してクラブにおける実践を問直し、その質的な向上を図ることです。

そのためには、認定資格研修で学んだことが、実践現場において活用できる程度に理解され、修得されているかを確認する仕組みが必要です。

現在多くの自治体では、提出しさえすればいい「レポート」や「事後アンケート」を通じた修了評価が行われ、理解の程度の評価は行われていません^{注3)}。ガイドラインにある「レポート又はチェックシート自体に理解度の評価（判定）を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。」という「なお書き」を削除し、科目履修の可否を判断する

ことも可能にする必要があると考えます。そのためには、修了評価の基準を明確にする必要もあると考えます。

3. 研修を継続できる仕組みの早期の確立を

複雑で多様な放課後児童クラブの実践を持続的に向上させていくためには、継続的・系統的に学び続ける仕組みが必要です。学び続けることを支援するためには、認定資格研修の研修内容として自己研鑽の方法（事例研究の方法、文献の紹介等）を示し、受講者自身の課題を事例化できる多様性に対応した研修を計画することで、受講者のケイパビリティの向上を目指す支援が考えられます^{注4)}。

また、現在の認定資格研修の受講者の年齢構成を見ると 50 歳代が 4 割を越えた県や 60 歳が 16% の県、最高年齢が 84 歳の県などがありました。これでは認定資格研修の成果を継続して日々の実践に反映させることができません。認定資格研修の成果を持続的なものにするには、継続的に支援員として仕事ができる若手の人材をこの研修で育成することが求められます（私たちの調査では若手の方がベテランよりも「放課後児童支援員認定資格よりもさらに上級の資格があれば取得したい」という向上意欲が高いという結果が出ています）^{注5)}。

さらに、認定資格研修で十分学べなかった内容を学ぶことができる機会も求められます。受講者を対象とした調査からは「実践記録、実践検討、保育カンファレンス、保育計画」等に関する研修の要望が多く出されていました^{注6)}。これらの要望を資質向上研修のカリキュラムに反映させたり、資質向上研修の科目を単位制にして受講を義務付け、それに応じた処遇を保障するといった工夫が必要であると考えます。

加えて、資格取得者同士が継続的に学びあえる支援員組織や、実践の質的向上や実践上の困難について相談ができる支援組織をつくるなど、認定資格研修の成果の活用を促し、それを支援する持続可能な仕組みも必要であると考えます。

4. 認定資格研修の目的実現のための条件整備を

受講後のアンケート調査では「認定研修を受講することでこれまでの実践のあり方を深く反省した」という肯定的な意見がある一方で、放課後児童クラブの現状では到底実現できない水準のもの（例えば、幼保小との連携や職場内での研修など）を要請されていると感じて、「現在の労働条件でここまでのことを求められたらとてもやっていけない」「とても割に合わない」という意見も自由記述欄では多数出されていました^{注7)}。

今日、支援員の労働条件の困難さから、定数を満たせるだけの職員を集められず、一部の支援員に重い負担がかかっているという意見も多く出されていました。また、若い職員が認定資格研修をせっかく受講したのに、待遇の悪さから早期に離職してしまう事態も意見として出されています。それだけに、放課後児童支援員の認定資格研修をクラブでの実践や支援員の専門性の向上に生かしていくためには、放課後児童クラブ運営指針の内容を実際に実践に移すことが可能な条件整備と、放課後児童支援員の待遇の改善が必要不可欠です。

国としては放課後児童健全育成事業の質と量の担保に対して大幅な予算増で対応をしようとしていますが、放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村の財政事情や、都道府県・市町村・放課後児童健全育成事業者のこの事業への理解度の違いが、現場の質に大きく影響を与えています。認定資格研修をクラブの実質的な向上につなげるためにも、放課後児童支援員の待遇改善に向けての自治体へのより強い働きかけが必要であり、その改善の一步として、運営費の国の負担を保育所並みに引き上げるなどの施策も検討する必要があると考えます。